

令和4年度西蒲区農業再生協議会水田収益力強化ビジョン

1 地域の作物作付の現状、地域が抱える課題

当該地域は、全耕地面積に占める主食用米作付面積の割合が約70%で、主食用米以外の水稻では加工用米・飼料用米・備蓄米・新市場開拓用米の作付面積が多く、土地利用型作物の担い手への集積が進んでいる。

しかしながら、農家の高齢化が進み、農家戸数の減少がみられるとともに、不作付地の拡大が進んでいることから、水田における作付面積の維持が課題となっている。

主食用米は、コシヒカリを中心に作付けられているが、新型コロナウイルスの影響等により需要が減少する中で食味・品質の確保と併せ、多様なニーズに対応した品揃えを図っていくことが必要である。

近年においては、主食用米の過剰作付けによる米価下落が懸念されており、非主食用米や大豆への作付誘導が急務である。

非主食用米の作付拡大に合わせ、実需との関係構築とともに、多収・低コスト栽培を推進し、用途にかかわらず一定の所得が確保できる環境整備が必要となっている。

また、大豆等の土地利用型作物では、天候条件等による単収・品質の年次間差が大きく、必ずしも実需の要望に対応しきれていない状況にあり、単収・品質の高位安定化の対策が必要となっている。

2 高収益作物の導入や転換作物等の付加価値の向上等による収益力強化に向けた産地としての取組方針・目標

今後、主食用米の需要減少が見込まれる中、米を中心とした生産構造である当該地域では、高収益作物の導入により稲作経営体の経営の幅を広げていく必要がある。また、産地間競争による価格の低迷・不安定、農家の高齢化の進展などにより作付面積・生産量ともに減少傾向にある。

当該地域においては、産地交付金を活用しながらたまねぎを中心とした15品目の高収益作物の導入及び団地化を推進し、複合経営による農家の所得向上を図る。

転換作物においては、加工用米や輸出用米を中心に低コスト栽培を推進することで需要に応じた米生産に繋げ、収益の向上を図る。

3 畑地化を含めた水田の有効利用に向けた産地としての取組方針・目標

当該地域では基盤整備による農地集積が進んでいる。水田の状態を維持しながら、基盤整備による農地の集約化により担い手への農地集積を進め、大型機械を導入することで農家の経営規模拡大を推進する。また、効率的な作業体系の確立による農家の生産コスト低減、労働時間の短縮により農家の所得の向上を推進する。

水田の利用状況の点検方法については、水稻（水張り）を組み入れない作付け体系が数年以上定着し、畑作物のみを生産し続けている水田がないか、今後も水稻作に活用される見込みがないか等を毎年行う現地確認で点検する。点検結果を踏まえ、地域の中心経営体を対象にして、水田の有効利用についての検討を推進する。

また、大豆においては、排水環境の整備による水田汎用化が不可欠ことから、暗渠排水の整備を行い、産地交付金を活用しながら基盤整備地域における排水環境の改善及び団地化による大豆の生産拡大を図る。

ブロックローテーションの構築については、麦・大豆、飼料作物等の土地利用型作物を中心に作付け、産地交付金による支援を活用しながら水稲と転換作物とのローテーションを促す。

4 作物ごとの取組方針等

当該地域の約 8 千 ha の水田について、適地適作を基本として、産地交付金を有効に活用しながら、作物生産の維持・拡大により水田のフル活用を効率的に推進する。

(1) 主食用米

売れる米作りの徹底によって米の主産地としての地位を確保する。特にコシヒカリは需要の減少が見込まれる中、食味・品質を重視した米づくりを徹底する。

また、需給環境を考慮した数量を確保するため、前年の需要動向や集荷業者等の意向を勘案しつつ米の安定生産に努めるとともに、中食・外食のニーズに対応した業務用米の生産と安定取引の推進を図る。

(2) 備蓄米

非主食用米の一用途として、買入数量に応じた適確な作付を推進し、水田の有効利用を図る。

(3) 非主食用米

ア 飼料用米

実需者が求めるロットを確保するため、安定的な供給体制の構築が必要であり、生産者の所得確保に向け、複数年契約や多収穫生産、コスト低減などが実現される環境整備を推進する。

イ 米粉用米

県内実需のニーズに十分に答えきれていないことから、認定方針作成者を通し、県内実需者との結び付きを図り、産地交付金を活用した複数年契約を推進することで需要に応じた生産に努める。そのうえで、全国的な需要拡大に対応するためにも数量確保に向け、生産性向上の取組を推進する。

ウ 新市場開拓用米

実需者が求める品質やロットを確保するため、安定的な供給体制の構築が必要であり、生産者の所得確保に向け、複数年契約や多収穫生産、コスト低減などが実現される環境整備を推進する。

エ 加工用米

認定方針作成者を通し、複数年契約の取組等により安定的な需給体制を構築するとともに、産地交付金を活用しつつコスト低減などの取組を推進し、生産の拡大を図る。

(4) 麦、大豆、飼料作物

麦は、実需ニーズに応じた生産量を維持するとともに、二毛作等水田の高度活用に取り組み、所得確保を図る必要がある。

大豆は、排水条件の改善、多収穫品種の導入、連作障害の回避などより一層の生産性向上に取り組み、単収及び品質の向上を図る。

飼料作物は、飼料自給率の向上のため畜産農家との連携を進めるとともに、担い手を中心とした団地化による作業の効率化・生産性の向上を図り、水田の有効利用を推進する。

(5) そば

適期は種や排水対策の徹底に取り組むとともに、地域の実需者との契約に基づく栽培を行い、現行の栽培面積を維持する。

(6) 高収益作物

全体的に個々の生産規模が小さく、本作化に至っていない栽培もみられるため、たまねぎ・えだまめ・いちじくをはじめ、地域に適した園芸作物等の生産を拡大し、複合経営を推進する。また、二毛作の取組を推進し、土地の有効利用による収益増加を図る。

5 作物ごとの作付予定面積等

～

8 産地交付金の活用方法の明細

別紙のとおり

※ 農業再生協議会の構成員一覧（会員名簿）を添付してください。

別紙

5 作物ごとの作付予定面積等

(単位:ha)

作物等	前年度作付面積等		当年度の 作付予定面積等		令和5年度の 作付目標面積等	
		うち 二毛作		うち 二毛作		うち 二毛作
主食用米	5,760.5	0	5,329.2	0	5,143.0	0
備蓄米	452.2	0	532.7	0	478.0	0
飼料用米	118.9	0	146.0	0	150.0	0
米粉用米	52.1	0	80.0	0	100.0	0
新市場開拓用米	57.9	0	80.0	0	80.0	0
加工用米	618.0	0	891.8	0	1,000.0	0
麦	23.1	23.08	50.0	50	70.0	70
大豆	494.9	0	570.0	0	600.0	0
飼料作物	10.4	0	12.0	0	12.0	0
・子実用とうもろこし	0.0	0	0.0	0	0.0	0
そば	3.4	0	4.0	0	4.0	0
高収益作物	27.0	0	30.4	0	40.0	0
・野菜	26.5	0	29.4	0	35.0	0
・花き・花木	0.0	0	0.0	0	0.0	0
・果樹	0.5	0	1.0	0	5.0	0

6 課題解決に向けた取組及び目標

整理 番号	対象作物	使途名	目標	前年度（実績）	目標値
1	大豆	生産性向上支援 （取組促進）	・ 生産性向上対策実施面積 ・ 10a 当たり収穫量	（3年度）494ha （3年度）178kg/10a	（5年度）600ha （5年度）180kg/10a
2	大豆	生産性向上支援 （ブロックローテーション）	・ 初作ほ場面積 ・ 大豆全体の10a 当たり収 穫量	（3年度）122ha （3年度）178kg/10a	（5年度）180ha （5年度）180kg/10a
3	高収益作物（えだまめ、未成熟そらまめ、たまねぎ、キャベツ、なす、きゅうり、トマト、いちご、ししとう、長ねぎ、アスパラガス、ブロッコリー、さといも、食用菊、いちじく）（基幹作・二毛作）	生産拡大支援	・ 取組面積	（3年度）27ha	（5年度）40ha
4	たまねぎ	団地化支援	・ 団地化面積	（3年度）1.6ha	（5年度）4ha
5	米粉用米	生産拡大支援	・ 生産性向上対策実施面積	（3年度）52ha	（5年度）100ha
6	米粉用米	県内流通助成	・ 県内流通取組面積 ・ 県内流通率	（3年度）52ha （3年度）100%	（5年度）100ha （5年度）100%
7	飼料作物 （青刈りとうもろこし）	生産性向上支援	・ 生産性向上対策実施面積 ・ 10a 当たり収穫量	（3年度）9.6ha （3年度）1,757kg/10a	（5年度）12ha （5年度）1,950kg/10a
8	麦 （二毛作）	二毛作助成	・ 二毛作実施面積 ・ 10a 当たり収穫量	（3年度）23ha （3年度）338kg/10a	（5年度）70ha （5年度）400kg/10a

※ 必要に応じて、面積に加え、取組によって得られるコスト低減効果等についても目標設定してください。

※ 目標期間は3年以内としてください。

7 産地交付金の活用方法の概要

都道府県名:新潟県

協議会名:西蒲区農業再生協議会

整理 番号	使 途 ※1	作 期 等 ※2	単 価 (円/10a)	対 象 作 物 ※3	取組要件等 ※4
1	生産性向上支援(取組促進)	1	6,800	大豆	・担い手(認定農業者等)による取組 ・排水対策等の実施
2	生産性向上支援(ブロックローテーション)	1	6,800	大豆	・担い手(認定農業者等)による取組 ・ブロックローテーションの取組
3	生産拡大支援	1、2	5,800	えだまめ、未成熟そらまめ、たまねぎ、キャベツ、なす、きゅうり、トマト、いちご、ししとう、長ねぎ、アスパラガス、ブロッコリー、さといも、食用菊、いちじく(基幹作・二毛作)	作付面積に応じて支援
4	団地化支援	1	9,200	たまねぎ	30a以上の作付、排水対策
5	生産拡大支援	1	4,700	米粉用米	土づくり、抵抗性品種の利用、温湯種子消毒等の生産性向上の取組のうち1つ以上実施
6	県内流通助成	1	5,400	米粉用米	土づくり、抵抗性品種の利用、温湯種子消毒等の生産性向上の取組のうち1つ以上実施・県内実需との契約(ただし新潟市を除く)
7	生産性向上支援	1	3,600	飼料作物(青刈りとうもろこし)	排水対策、耕耘同時畝立種播種等の生産性向上の取組のうち1つ以上実施
8	二毛作助成	2	11,400	麦	後作として大豆を作付け

※1 二毛作及び耕畜連携を対象とする使途は、他の設定と分けて記入し、二毛作の場合は使途の名称に「〇〇〇(二毛作)」、耕畜連携の場合は使途の名称に「〇〇〇(耕畜連携)」と記入してください。

ただし、二毛作及び耕畜連携の支援の範囲は任意に設定することができるものとします。

なお、耕畜連携で二毛作も対象とする場合は、他の設定と分けて記入し、使途の名称に「〇〇〇(耕畜連携・二毛作)」と記入してください。

※2 「作期等」は、基幹作を対象とする使途は「1」、二毛作を対象とする使途は「2」、耕畜連携で基幹作を対象とする使途は「3」、耕畜連携で二毛作を対象とする使途は「4」と記入してください。

※3 産地交付金の活用方法の明細(個票)の対象作物を記載して下さい。対象作物が複数ある場合には別紙を付すことも可能です。

※4 産地交付金の活用方法の明細(個票)の具体的な要件のうち取組要件等を記載してください。取組要件が複数ある場合には、代表的な取組のみの記載でも構いません。